

告 示

埼玉県告示第千四百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人東松山ペレーニアスポーツクラブ

二 代表者の氏名

小 室 守

三 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字正代九百十一番地一

四 当該仮認定の有効期間

平成二十七年十二月十八日から平成三十年十二月十七日まで